

# 世界遺産の概要

## THE World Heritage

内閣官房地域活性化統合事務局

## 世界遺産の概要

### 世界遺産条約とは

- 人類全体の世界の遺産を破壊等の脅威から保護し、将来の世代へ伝えることを確保する観点から、国際的な協力・援助体制を確立することを目的とし、1972年にユネスコ総会で採択
- 日本は1992年に批准
- 平成24年3月現在、締約国は189か国

### 世界遺産とは

- 世界遺産の枠組みは、高い価値を持つ遺産を、一国だけでなく人類全体の遺産として保護していくことを目的としている。
- 各締約国から推薦された文化遺産・自然遺産のうち、所定の要件を満たすものが、ユネスコ世界遺産委員会で、世界遺産一覧表への記載が認められる。
- 締約国は、登録された資産について、保全、整備し、将来の世代へ伝承する責務を有する。
- 各締約国からの推薦は、締約国が、将来登録推薦を行う意思のある資産としてユネスコのあらかじめユネスコ世界遺産センターへ提出した暫定一覧表に記載されたものの中から行われる。
- 世界で936件が登録（平成24年6月現在）  
（文化遺産：725件、自然遺産：183件、複合遺産：28件）
- 日本では16件が登録（平成24年6月現在）

## 日本における世界遺産

### 文化遺産（12件）

- ①法隆寺地域の仏教建造物（奈良県:H5）
- ②姫路城（兵庫県:H5）
- ③古都京都の文化財（京都府・滋賀県:H6）
- ④白川郷, 五箇山の合掌造り集落（岐阜県・富山県:H7）
- ⑤原爆ドーム（広島県:H8）
- ⑥厳島神社（広島県:H8）
- ⑦古都奈良の文化財（奈良県:H10）
- ⑧日光の社寺（栃木県:H11）
- ⑨琉球王国のグスク及び関連遺産群（沖縄県:H12）
- ⑩紀伊山地の霊場と参詣道（三重県・奈良県・和歌山県:H16）
- ⑪石見銀山とその文化的景観（島根県:H19）
- ⑫平泉 - 仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び関連の考古学的遺跡群 - （岩手県:H23）

※（）書きは所在県及び世界遺産一覧表記載年

### 自然遺産（4件）

- ①屋久島（鹿児島県:H5）
- ②白神山地（青森県・秋田県:H5）
- ③知床（北海道:H17）
- ④小笠原諸島（東京都:H23）

※（）書きは所在県及び世界遺産一覧表記載年

## 日本における暫定一覧表に記載された遺産

### 文化遺産（12件）

#### <正式推薦済み（H24年）>

- ① 古都鎌倉の寺院・神社ほか（神奈川県:H4）
- ② 富士山（静岡県・山梨県:H19）

#### <その他>

- ① 彦根城（滋賀県:H4）
- ② 富岡製糸場と絹産業遺産群（群馬県:H19）
- ③ 飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群（奈良県:H19）
- ④ 長崎の教会群とキリスト教関連遺産（長崎県:H19）
- ⑤ 国立西洋美術館本館（東京都:H19）
- ⑥ 北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群（北海道・青森県・岩手県・秋田県:H21）
- ⑦ 九州・山口の近代化産業遺産群（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県・山口県・岩手県・静岡県:H21）
- ⑧ 宗像・沖ノ島と関連遺産群（福岡県:H21）
- ⑨ 金を中心とする佐渡鉱山の遺産群（新潟県:H22）
- ⑩ 百舌鳥・古市古墳群（大阪府:H22）

※（）書きは所在県及び暫定一覧表記載年

## 世界遺産一覧表への登録プロセス(産業遺産)

締約国が世界遺産の登録推薦候補を記載した「暫定一覧表」をユネスコ世界遺産センターへ提出



締約国が登録推薦書(暫定版)をユネスコ世界遺産センターへ提出(9/30締切)

X年 9月



締約国が推薦書(正式版)をユネスコ世界遺産委員会へ提出(2/1締切)

X+1年 2月

※各締約国からの推薦件数は最大2件/年  
(うち少なくとも1件は自然遺産等)



ユネスコ世界遺産委員会より審査に基づく勧告を委託されたICOMOS(※1)による審査

X+1年夏-秋

※文化遺産のうち産業遺産の場合はさらに  
ICOMOSからTICCIH(※2)に審査を委託



ICOMOSよりユネスコ世界遺産センターへ勧告を提出

X+2年 春



ユネスコ世界遺産委員会が、勧告を踏まえ、以下のいずれかとするかを決定

- 記載 : 世界遺産一覧表へ記載
- 情報照会 : 追加情報の提出を求めた上で、次回以降に再度審議
- 登録延期 : より綿密な調査や推薦書の本質的な改定が必要。その後、推薦書を再提出した後、再度ICOMOSの審査を受ける必要がある。
- 不記載 : 記載にふさわしくないもの。例外的な場合を除き再推薦は不可。

X+2年 夏

(※1) ICOMOS 国際記念物遺跡会議。文化遺産に係る専門家により構成される国際的NGO

(※2) TICCIH 国際産業遺産保存委員会。産業遺産に係る専門家により構成される国際的NGO

## 世界遺産(文化遺産)の登録に係る主な基準

○顕著な普遍的価値を有すること (Outstanding Universal Value (OUV))

○真正性の条件を満たすこと (Authenticity)

○完全性の条件を満たすこと (Integrity)

※さらに、これらの資産について、確実な保護管理が担保されていること等が求められる。

と。

## 顕著な普遍的価値(OUV)を有することの基準

世界遺産条約履行のための作業指針（UNESCO世界遺産委員会）

### ●第49条

顕著な普遍的価値とは、国家間の境界を超越し、人類全体にとって現代及び将来世代に共通した重要性をもつような、傑出した文化的な意義及び/又は自然的な価値を意味する。従って、そのような遺産を恒久的に保護することは国際社会全体にとって最高水準の重要性を有する。

### ●第77条

ある資産が以下の基準（の一以上）を満たすとき、当該資産が顕著な普遍的価値を有するものとみなす。

- (i) 人類の創造的才能を表す傑作であるもの。
- (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値観の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すもの。
- (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも稀有な存在）であるもの。
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建造物、その集合体、科学技術の集合体、或いは景観を代表する顕著な見本であるもの。
- (v) あるひとつの文化（又は複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本であるもの。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本であるもの（特に不可逆的な変化によりその存在が危ぶまれているもの）。
- (vi) 顕著な普遍的な意義を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、或いは文学的作品と直接又は実質的関連があるもの（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。

## 産業遺産とは

- 人類の科学技術の発展と産業活動の進展の成果を例証するもの。
- 製造から消費に至る全ての場所のほか、産業に関わる社会活動の場も含まれる。
- 1994年のユネスコ世界遺産委員会において、今後登録を特に推進すべきものとして示された遺産の領域の一つ。
- 日本における産業遺産の世界遺産登録は石見銀山（2007年登録）のみ。
- 諸外国では、石見銀山のように産業活動の稼働を停止した資産のみならず、遺産価値に係る産業活動が現役で稼働中の資産が数多く世界遺産登録されている。



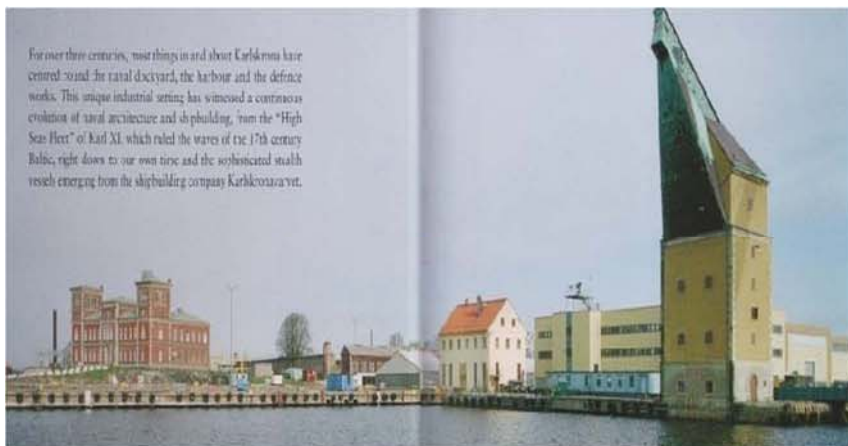
## 世界における産業遺産（稼働中）の登録事例



国：スイスと一部イタリア  
遺産名：アルブラ/ベルニナの文化的景観  
中のレーテッシュ鉄道  
資産概要：アルプス風景の中の山岳鉄道  
保護立法：自然及び国家遺産保護法  
鉄道法等



国：イギリス  
遺産名：ポンテカサルテ水路橋と運河  
資産概要：産業革命の輸送を支えた運河  
保護立法：運河法等



国：スウェーデン  
遺産名：カールスクローナ海軍港  
資産概要：17世紀後半の計画的軍港都市  
保護立法：国家資産管理法、遺産保護法等



国：インド  
遺産名：インドの山岳鉄道  
資産概要：19世紀の技術による山岳鉄道  
保護立法：鉄道法、公有地法